



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第23号

目次

規則

- 栃木県情報公開条例施行規則等の一部改正..... 1
- 栃木県情報公開審査会規則及び栃木県個人情報保護審議会規則の廃止..... 2

訓令

- 栃木県官報報告規程の一部改正..... 3

教育委員会

- 栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正..... 3

選挙管理委員会

- 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正..... 4

人事委員会

- 栃木県人事委員会事務局の組織に関する規則等の一部改正..... 4
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正..... 6

監査委員

- 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正..... 8

公安委員会

- 栃木県道路交通法施行細則等の一部改正..... 8
- 栃木県公安委員会文書規程の一部改正..... 9

企業局

- 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正..... 10

警察本部

- 栃木県情報公開条例施行規程の一部改正..... 10
- 栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正..... 11

労働委員会

- 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正..... 11

収用委員会

- 栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正..... 12

内水面漁場管理委員会

- 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正..... 12

議会

- 栃木県議会情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正..... 13

規則

栃木県規則第二十四号

栃木県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「栃木県情報公開審査会」を「栃木県行政不服審査会」に改める。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十一号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に、「に対する不服申立て」を「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に対する審査請求」に、「栃木県個人情報保護審議会に」を「栃木県行政不服審査会に」に、「に係る」を「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に係る」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第三条 生活保護法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十四号中「60日」を「3月」に、「知事に」を「栃木県知事に」に改め、「した日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。)」を、「50日」の次に「(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」を加える。

別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「知事に」を「栃木県知事に」に、「6ヶ月」を「6箇月」に改め、「した日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。)」を、「50日」の次に「(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」を加える。

(栃木県営林道事業分担金条例施行規則の一部改正)

第四条 栃木県営林道事業分担金条例施行規則(昭和五十二年栃木県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て(審査請求)を」を「審査請求を」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立て(審査請求)に対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第五条 身体障害者福祉法施行細則(平成五年栃木県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十五号

栃木県情報公開審査会規則及び栃木県個人情報保護審議会規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県情報公開審査会規則及び栃木県個人情報保護審議会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 栃木県情報公開審査会規則(昭和六十一年栃木県規則第五十四号)
- 二 栃木県個人情報保護審議会規則(平成十三年栃木県規則第十八号)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(文書学事課)

訓 令

栃木県訓令第二号

栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令

栃木県官報報告規程(昭和二十九年栃木県訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

別記様式第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「決定又は裁決」を「裁決を」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(文書学事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第四号

栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「異議決定等」の次に「又は異議請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「栃木県審議会」を「栃木県行政不服審査会」に改める。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する

決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「**栃木県個人情報保護審議会諮問通知書**」を「**諮問通知書**」と、「**に対する不服申立て**」を「**又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する審査請求**」と、「**栃木県個人情報保護審議会に**」を「**栃木県行政不服審査会に**」と、「**に係る**」を「**又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に係る**」と、「**不服申立ての**」を「**審査請求の**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(総務課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第十七号

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

第一条 栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「**異議申立て**」を「**審査請求**」に改める。

別記様式第三号中「**60日**」を「**3月**」と、「**異議申立てを**」を「**審査請求を**」と、「**異議申立てに対する決定**」を「**審査請求に対する裁決**」と、「**異議申立てが**」を「**審査請求が**」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「**60日**」を「**3月**」と、「**異議申立てを**」を「**審査請求を**」と、「**異議申立てに対する決定**」を「**審査請求に対する裁決**」に改める。

別記様式第十三号中「**開示決定等**」の次に「**又は開示請求に係る不作為**」を加え、「**不服申立て**」を「**審査請求**」と、「**栃木県情報公開審査会**」を「**栃木県行政不服審査会**」に改める。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県選挙管理委員会告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「**栃木県個人情報保護審議会諮問通知書**」を「**諮問通知書**」に改める。

別記様式第三号中「**異議申立て**」を「**審査請求**」に改める。

別記様式第四号中「**60日**」を「**3月**」と、「**異議申立てを**」を「**審査請求を**」と、「**異議申立てに対する決定**」を「**審査請求に対する裁決**」と、「**異議申立てが**」を「**審査請求が**」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「**60日**」を「**3月**」と、「**異議申立てを**」を「**審査請求を**」と、「**異議申立てに対する決定**」を「**審査請求に対する裁決**」に改める。

別記様式第二十六号中「**栃木県個人情報保護審議会諮問通知書**」を「**諮問通知書**」と、「**に対する不服申立て**」を「**又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する審査請求**」と、「**栃木県個人情報保護審議会に**」を「**栃木県行政不服審査会に**」と、「**に係る**」を「**又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に係る**」と、「**不服申立ての**」を「**審査請求の**」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十二号

栃木県人事委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

栃木県人事委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(栃木県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

第一条 栃木県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和二十六年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正)

第二条 職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和二十六年栃木県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三項中「不服の申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十七から別記様式第二十四までの規定、別記様式第二十六及び別記様式第二十七中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に改め、「又は決定」を削る。

(期末手当及び勤労手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 期末手当及び勤労手当の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「六十日」を「三月」に改める。

第八条の六の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

第五条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「栃木県情報公開審査会」を「栃木県行政不服審査会」に改める。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第六条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に、「に対する不服申立て」を「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に対する審査請求」に、「栃木県個人情報保護審査会」を「栃木県行政不服審査会」に、「に係る」を「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に係る」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

第七条 職員の苦情の処理に関する規則(平成十七年栃木県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十三号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「第三十条」を「第三十二条」に、「第三十一条―第四十五条」を「第三十二条―第四十八条」に、「第四十六条―第四十九条」を「第四十九条―第五十二条」に、「第五十条」を「第五十三条」に、「第五十一条―第五十四条」を「第五十四条―第五十七条」に、「第五十五条―第五十八条」を「第五十八条―第六十一条」に、「第五十九条―第六十一条」を「第六十二条―第六十四条」に、

「第十一章 異議申立て（第六十一条）
第十二章 補則（第六十三条）

二条）を「第十一章 補則（第六十五条）」に改める。

第一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二条第二号中「法第四十九条の二第一項の規定による審査請求（以下「審査請求」という。）」を「審査請求」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

十一 法第四十九条の三に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求をするときは、第六条第二項に規定する正当な理由

第六条第一項第三号中「法第四十九条の三に規定する期間経過後」を「審査請求期間経過後」に改め、同条第二項中「提出期限後」を「審査請求期間経過後」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に、「期限内」を「審査請求期間内」に改め、同条第三項中「審査請求の期間」を「審査請求期間」に改める。

第九条第三項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第十三条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十二条第二項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理を終了したとき。

第十五条第七項中「第四十六条第二項」を「第四十九条第二項」に改める。

第十一章を削る。

第十二章を第十一章とする。

第六十三条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第六十五条とし、第六十一条を第六十四条とし、第六十条を第六十三条とし、第五十九条を第六十二条とする。

第五十八条中「第四十六条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第五十五条第一項各号」を「第五十八条第一項各号」に、「第六条第一項第三号」を「同項第三号」に、「法第四十九条の三」を「審査請求期間」に、「第五十五条第二項」を「第五十八条第二項に定める期間」に、「第五十一条第一項第二号」を「第五十四条第一項第二号」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十七条中「第五十五条第一項各号」を「第五十八条第一項各号」に改め、同条を第六十条とし、第五十六条を第五十九条とし、第五十一条から第五十五条までを三条ずつ繰り下げる。

第五十条第二項第七号中「記録」の下に「（証人の尋問において第四十二条第一項の措置を執つたときは、その旨を含む。）」を加え、同条を第五十三条とする。

第四十九条中「第二十二條、第二十三條、第二十五條、第二十八條、第三十條及び前章第二節（第三十二條、第三十九條、第四十四條第二項及び第四十五條第三項）」を「前章第一節（第十九條、第二十條、第二十五條及び第二十八條を除く。）及び第二節（第三十四條、第四十一條、第四十二條、第四十七條第二項及び第四十八條第三項）」に、「第二十三條第一項」を「第二十二條第一項中「当事者の一方」とあるのは「当事者」と、第二十四條第一項」に、「第二十五條第一項中「」を「第二十六條第一項中「審査長は、」に、「において、事実上及び法律上の事項に関し」を「において」に、「事実上及び法律上の事項に関し」と、「」を「審査長は」と、「」に、「第四十五條第一項中「考慮し、第二十條第一項の規定に基づき通知した場合において、証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でない」と認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮

し」とそれぞれ」を「第二十七条中「当事者の一方又は双方」とあるのは「請求人又は処分者」と、第四十四条第五項中「、第四十条」とあるのは「及び第四十条」と、「並びに第四十一条第二項及び第三項の規定」とあるのは「の規定」と、第四十八条第一項中「ときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「ときは」と」に改め、同条を第五十二条とし、第四十八条を第五十一条とし、第四十七条を第五十条とする。

第四十六条第一項第二号中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第三号中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十五条第一項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第四十八条とし、第四十四条を第四十七条とし、第四十三条を第四十六条とし、第四十二条を第四十五条とする。

第四十一条第五項中「第三十七条第三項、第三十八条」を「第三十九条第三項、第四十条」に、「第三十九条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第四十四条とし、第四十条を第四十三条とし、第三十九条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(証人の遮へいの措置)

第四十二条 審査長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。

2 前項の措置を執るに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第三十八条を第四十条とし、第三十五条から第三十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第三十四条第二項第四号中「第三十六条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第三十六条とし、第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十一条とし、第五章第一節中同条の次に次の一条を加える。

(審理の終了)

第三十二条 人事委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

1 請求人から第二十三条第二項に規定する反論書又は第二十四条第一項に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

1 請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 人事委員会は、前二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第二十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第一項中「その指揮に従わない者の発言を禁止する」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改め、同条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条第四項中「第十八条第二項、第二十条、第二十一条、第二十五条及び第二十九条」を「第十九条第二項、第二十一条、第二十二條、第二十六条及び第三十条」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十二條から第二十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十一条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「指定しなければ」を「指定し、かつ、当事者にこれを通知しなければ」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十条の見出し中「通知」を「日時等の指定及び通知」に改め、同条第一項中「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改め、同条を第二十一条とし、第十九條を第二十条とする。

第十八條第二項中「ともに」を「共に」に改め、同條を第十九條とし、第五章第一節中同條の前に次の一條を加える。

(審理の計画的進行)

第十八條 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九条第一項に規定する処分についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた同項に規定する処分に係るものについては、なお従前の例による。

(栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正)

3 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則（昭和四十八年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三第六項中「不服申立関係事項」を「審査請求関係事項」に改め、同項第一号中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立規則」を「審査請求規則」に改め、同項第二号及び第三号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改め、同項第四号中「不服申立規則第22条第4項」を「審査請求規則第23条第4項」に改める。

監査委員

栃木県監査委員告示第八号

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県監査委員

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

第一条 栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「栃木県情報公開審査会」を「栃木県行政不服審査会」に改める。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十二年栃木県監査委員告示第十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に、「に対する不服申立て」を「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する審査請求」に、「栃木県個人情報保護審議会」を「栃木県行政不服審査会」に、「に係る」を「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に係る」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第五号

栃木県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第一条 栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十五号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

第二条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十三年栃木県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「栃木県情報公開審査会」を「栃木県行政不服審査会」に改める。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第三条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十八年栃木県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に、「に対する不服申立て」を「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に対する審査請求」に、「栃木県個人情報保護審査会」を「栃木県行政不服審査会」に、「に係る」を「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に係る」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

(栃木県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部改正)

第四条 栃木県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則(平成十八年栃木県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第五号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例施行規則(平成十九年栃木県公安委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏)中「60日」を「3月」に、「この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長(警察本部に所属する警察官が行った処分については、栃木県警察本部長)」を「栃木県公安委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規程第三号

栃木県公安委員会文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県公安委員会文書規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会文書規程（昭和四十二年栃木県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。
別表の三指令の部備考②を次のように改める。

② 審査請求をすることができる処分をする場合には、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を教示すること。

別表の五達の部備考②を次のように改める。

② 審査請求をすることができる処分をする場合には、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を教示すること。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第二号

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程

（栃木県情報公開条例施行規程の一部改正）

第一条 栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「栃木県情報公開審査庁」を「栃木県行政不服審査庁」に改める。

（栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正）

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に、「に対する不服申立て」を「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する審査請求」に、「栃木県個人情報保護審査庁」を「栃木県行政不服審査庁」に、「に係る」を「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に係る」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経営企画課）

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第二号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県警察本部長 松岡亮介

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

栃木県情報公開条例施行規程（平成十三年栃木県警察本部訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県警察本部告示第一号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県警察本部長 松岡亮介

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十八年栃木県警察本部告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号、別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

労働委員会

栃木県労働委員会告示第一号

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県労働委員会会長 白井裕己

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

（栃木県情報公開条例施行規程の一部改正）

第一条 栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「栃木県請求公開審査請求」を「栃木県行政不服審査請求」に改める。

（栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正）

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審査委員会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」と、「に対する不服申立て」を「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する審査請求」と、「栃木県個人情報保護審議会に」を「栃木県行政不服審査会に」と、「に係る」を「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に係る」と、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

収 用 委 員 会

栃木県収用委員会規則第一号

栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県収用委員会会長 竹 澤 一 郎

栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

（栃木県情報公開条例施行規則の一部改正）

第一条 栃木県情報公開条例施行規則（平成十二年栃木県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」と、「異議申立てを」を「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」と、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」と、「異議申立てを」を「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」と、「栃木県情報公開審査会」を「栃木県行政不服審査会」に改める。

（栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規則（平成十二年栃木県収用委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」と、「異議申立てを」を「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」と、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」と、「異議申立てを」を「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」と、「に対する不服申立て」を「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する審査請求」と、「栃木県個人情報保護審議会に」を「栃木県行政不服審査会に」と、「に係る」を「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に係る」と、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第四号

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 橋 本 俊 一

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

第一条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県内水面漁場管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十三号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「栃木県審査請求開示決定等」を「栃木県行政不服審査決定等」に改める。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審査会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十一号及び別記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第二十六号中「栃木県個人情報保護審査会諮問通知書」を「諮問通知書」に、「に対する不服申立て」を「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に対する審査請求」に、「栃木県個人情報保護審査決定等」を「栃木県行政不服審査決定等」に、「に係る」を「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に係る」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

議 会

栃木県議会告示第一号

栃木県議会情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県議会議長 五月女 裕久彦

栃木県議会情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県議会情報公開条例施行規程の一部改正)

第一条 栃木県議会情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第九号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別記様式第十二号中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「栃木県個人情報保護審査会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

別記様式第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

前記様式第四号中「60日」と「3月」と、「異議申立てを」と「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」と「審査請求に対する裁決」と、「異議申立てが」と「審査請求が」と改める。

前記様式第五号、前記様式第十一号、前記様式第十四号、前記様式第十五号、前記様式第二十号及び前記様式第二十三号中「60日」と「3月」と、「異議申立てを」と「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」と「審査請求に対する裁決」と改める。

前記様式第二十四号中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」と「諮問通知書」と、「に対する不服申立て」と「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する審査請求」と、「栃木県個人情報保護審議会に」と「栃木県行政不服審査会に」と、「に係る」と「又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に係る」と、「不服申立ての」と「審査請求の」と改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。